

## 2020年5月臨時会(5月20日) 松谷清議員 臨時会 質疑全文

○36番(松谷 清君) それでは、上程されております議案第128号一般会計補正予算、議案第131号水道事業会計補正予算、第136号水道事業会計給水条例一部改正について、以上に対して議案質疑を行います。

5月14日、全国に発令されていたコロナ対策緊急事態は、特別警戒地域の8都道府県を除き、静岡県を含む39県が解除されました。引き続き、他県への往来など自粛を求められております。

静岡市においては、5月1日以降、3週間近くも感染発症者は出ておらず、この間の3密を控える感染防止策が効果を表したものと受け止めております。引き続き、第2波、第3波の可能性もあり、緊張感を持ってコロナ対策を進めていく必要があります。

そこで、まず、128号のコロナ対策医療体制について伺います。

5月1日の第2回コロナ対策臨時議会において、医療従事者への偏見差別をなくす議会決議が上げられました。医療現場で日々、緊張感の中で、コロナ感染者の命と健康回復のために奮闘されている医療関係者への支援措置が今回提案されているわけであります。

現場で感染対策を行う中での自らの感染の危険、また、家族への感染への不安、こうした中で医療事業者宿泊経費3,000万円が計上されており、その目的や対象病院、対象者、対象者数の見込み、助成の始まる時期についてどのように考えているか。また、既に医療従事者のために宿泊施設を確保し、利用させている病院はあるのか、伺いたいと思います。

2つ目に、重症患者受入れ病棟整備2,000万円は、感染者患者受入れ病床数が5床から16床に拡大することに伴うものとのことであります。静岡県の補助金を活用して、ECMO、人工呼吸器、陰圧装置の調達もあるとのことであります。

本市における新型コロナウイルス感染症対策環境整備費事業助成により、静岡病院の患者の治療に関わる整備はどのような充実が図られるのか。また、どのようなコロナ検体検査機器を購入しようとしているのか、伺いたいと思います。

2つ目に、議案第128号関連で、コロナ対策のハード体制についてお伺いしたいと思います。

これまで避難所運営においては、風水害対策、地震災害を想定しておりました。そこに、今回のコロナ禍、指定感染症という新たな危機が発生しました。コロナ災害という言葉も使われておりますし、市長も大災害と言っているわけでありますけれども、こうした中で複合災害での避難所運営が課題になるわけであります。

そこで、指定避難所にパーティション2,400張の購入とのことでありますが、提案目的について伺いたいと思います。

次に、議案第131号、136号に関連して、コロナ対策生活支援体制について伺いたいと思います。

感染防止に向け、3密を避けるための企業活動の停止や学校の休校、移動の制限など、社会を一時的に止めたことによる、リーマンショックを超える経済収縮に至っております。経済活動の停滞が生活全般に影響をもたらす、自民党議員団の皆さんからも水道料金については要望があり、私、緑の党としても、3月議会の引上げ時の反対討論の中で凍結を要望し、また、各会派からの要望もあって、今回、水道料金の引上げ凍結要望に対する水道局から4か月間、4億8,214万円の料金徴収の凍結が提案されているわけであります。

そこで、4点お伺いします。

まず、水道料金改定延期を4か月とした理由をどのように考えているのか。

2つ目に、引上げ延期によるものだけでなく、企業活動の停止による使用量の減少による減収、こうしたことを含め、財源確保と改定理由であった老朽化耐震対策への影響をどのように整理されているのか、伺いたいと思います。

3つ目に、堺市ではこうした水道料金の免除について、一般会計からの補填もなされていると聞いております。静岡市の改定延期に対する一般会計からの補填はどのように対応されたのか、伺います。

4点目に、第2波、第3波の可能性が残されておりますが、再延期についてはどのように考えているのか伺って、1回目の質問を終わります。

86〇保健衛生医療統括監(杉山友章君) 医療従事者宿泊費用支援事業及び静岡病院の設備の充実に関する2点の御質問にお答えします。

まず、医療従事者の宿泊費用支援事業についてですが、この事業は、新型コロナウイルス感染症に対応する医師、看護師等の医療従事者の感染リスクや負担を軽減するために、医療機関が宿泊施設を確保している場合、その費用を助成するものです。これにより、医療従事者の感染による医療崩壊を防ぐとともに、医療従事者を通じた感染拡大の防止を図ることを目的とします。

次に、対象病院は新型コロナウイルス感染症に大きく関わる医療機関として、市内の感染症病床を有する医療機関、帰国者・接触者外来を設置している医療機関及び患者の入院受入れに協力する医療機関です。対象者は、これらの医療機関において当該感染症に対応する医療従事者とし、対象者数は聞き取り調査の結果を踏まえ、1日100人程度を見込みました。そして、この事業は令和2年4月1日に遡って適用します。また、既に医療従事者のために宿泊施設を確保している病院は1か所あります。

次に、静岡病院の患者の治療に係る設備はどのように充実が図られるのかについてですが、今回の助成は、新型コロナウイルス感染症による重症患者への対応強化を図るために必要な医療機器を整備するものです。具体的には、重症患者の容体を遠隔から集中管理するためのセントラルモニターやベッドサイドモニター、個々の入院患者の退院の判断を適宜行うためのコロナ検体検査機器、いわゆるPCR検査機器などを購入予定です。

なお、この検査機器は、一度に4検体まで検査可能な仕様となっております。

87〇危機管理統括監(海野 強君) パーティションの購入目的についてですが、避難所である体育館などにおいては、従来、プライバシーの確保などが危惧されておりましたが、このたび、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、避難所における感染症対策に万全を期す必要が生じたため、感染リスクを下げることを目的としてパーティションの配備をすることといたしました。

88〇上下水道局長(丸岡浩三君) 議案第131号、議案第136号水道料金の改定延期に係る4点の質問についてお答えいたします。

初めに、改定延期を4か月とした理由についてですが、令和2年2月定例会において、水道管、水道施設の基盤整備の必要性とその財源確保の面から料金改定の議決をいただいたところではございますが、新型コロナウイルスの感染拡大により市民生活が大きく変化中、現状、新たな市民負担を求める状況にないとし、4か月の延期を判断しました。

水需要が多くなる夏に向け、不安なく水道水を使ってもらおうということや感染防止のための手洗いの励行など、新しい生活様式が定着、習慣化するまでの期間を確保するという社会的な役割と、料金改定による基盤整備を推進し、市民生活の安心・安全を確保するという公的な役割の両面を総合的に判断し、料金の値上げを10月使用分まで延期することとしました。

次に、料金改定の延期などによる財源確保と老朽化及び耐震化対策への影響についてですが、4億8,000万円余の財源不足はもとより、商業施設や宿泊施設など、大口使用者の水道使用量が大幅に落ち込んでおり、さらなる収入の減少も想定されます。そのため、水道管や水道施設の老朽化及び耐震対策など、水道の基盤強化を推進

することを前提とした基本方針を変えずに、向敷地配水池容量の更新時の最適化をはじめとする令和4年度までの水道事業中期経営計画登載事業の見直しに着手し、支出の削減を図っていきたいと考えております。

次に、一般会計からの補填に関する対応についてですが、現在、生活支援策として水道料金を減免する自治体が散見され、政令市では堺市が一般会計からの補填を半分受けて実施するほか、大阪市と名古屋市が一般会計からの補填を受けることなく、基本料金全額を免除することを公表しております。各自治体の対応は、それぞれの経営状況や政策判断に応じて異なるものとなっております。

本市の料金改定の延期は、市民生活への影響を考慮した緊急措置の支援策として経営判断したものであり、一般会計からの補填は検討しませんでした。

最後に、再延期についてですが、改定のさらなる延期は必要な対策を先送りし、将来に重い負担を求めることとなり、水道料金の大幅な値上げやサービス低下につながるリスクをより高めます。水道事業者としての使命は、水道管や水道施設の基盤強化によって、子供たち、孫たちの世代に健全で強靱な水道を引き継ぎ、現在の水道サービスの水準を維持できる持続可能な水道事業の実現を目指すことであります。したがって、現時点では再延期については考えておりません。

〔36番松谷 清君登壇〕

89〇36番(松谷 清君) それでは、2回目の質問をさせていただきます。

医療体制の強化を強めていくことに対する御答弁をいただいたわけでありませけれども、引き続き医療体制、議案第128号について伺います。

PCR検査の自己負担額を公費で見るとして2,000万円が提案されております。市長記者会見で、葵区、駿河区、清水区にドライブスルーによる検査箇所を拡大するとしておまして、葵区は21日から、駿河区、清水区は14日から既に始まっているという状況にあります。帰国者・接触者外来だけでなく、それ以外の流れも、検体検査の採取については広がったわけでありませ。

こうした中におきまして、まず1つに、静岡市におけるPCR検査のための検体採取は一体、全体としてはどのようになっているのか。

2つ目に、検査は環境保健研究所や民間施設、病院で行われていると聞いておりますけれども、これまでそれぞれ何件行われたのか。また、その中で、どの機関のどの検査が公費負担の対象となるのか、伺いたしたいと思います。

次に、議案第128号コロナ生活支援体制について伺いますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている7万9,200人の子育て世帯、児童扶養手当受給世帯に今、臨時特別給付金8億3,300万円が補正されております。

そこで、2点伺います。

児童手当を受給する世帯に対して支給するという事なんですけれども、対象児童数をどのように見込んでいるのか。

2つ目に、予算要求経費のうち事務費、人件費の内訳はどうなっているか。また、特別定額給付金に関わる人員については、雇用状況を考慮した募集ということの答弁もありましたけれども、会計年度職員についてはどのように選考し、どのような業務を行うのか、伺いたしたいと思います。

次に、議案第128号、先ほどのコロナ対策へのハード体制の問題について、引き続き質問させていただきます。

答弁にもありましたけれども、これまでプライバシー配慮として、避難所運営について様々な方法や課題がありました。地震は時期は想定できませんが、台風は既に1号も発生して、気候変動の危機の深まりの中で、これまでのように秋というふうに限ることもできません。

避難所運営は感染対策、特に指定感染症であるコロナ感染に対する対応というのは、ある種、ソーシャルディスタ

ンスというものが避難所において必要にならざるを得ないわけであります。こうした複合災害が起きたときに、これはパーティションがどういう形で活用されていくかということは、これまでの避難所運営の在り方に相当というか、かなり変化をもたらすものにならざるを得ないわけであります。

パーティションは2,400張なので、平均で16ぐらいのパーティションが避難所に配られていく、配置されるわけがありますけれども、16のパーティションの中に1家族が入ったとして、16あると48人なんですね。それを組み合わせたとして、うまく組み合わせて2倍、96人、要するに100人弱の避難所体制にしていくということが求められていく事態に至っているわけなんですよ。

このパーティションを購入するということの意味というのが、これまでとは本当に違う災害対策を求められる状況でありまして、その点で、2点伺いたいと思います。

指定感染症の新型コロナ対策も含めて購入するパーティションの使用方法や避難所を運営する上での位置づけ、これはどういうふうになっていくのかですね。

それから、地域防災関係者など、パーティションの活用について、事前に協議していく必要があると思われるんですけれども、その点を伺いたいと思います。

2回目の質問です。

90〇保健衛生医療統括監(杉山友章君) PCR検査に関する2点の御質問にお答えします。

まず、本市におけるPCR検査のための検体採取についてですが、現在、主に次の4つの流れがあります。

1つ目は、帰国者・接触者相談センターからの紹介により帰国者・接触者外来で検体を採取する場合、2つ目は、本市と行政検査の委託契約を締結した8病院が保険診療として自ら検体を採取する場合、3つ目は、病院が医師の判断により入院患者等の検体を採取する場合、4つ目は、医療機関からの紹介によりPCRセンターで検体を採取する場合です。

次に、検査の件数と公費負担の対象についてですが、PCR検査の実施施設と検査件数は、5月18日現在、それぞれ本市環境保健研究所で1,038件、静岡県環境衛生科学研究所で41件、民間検査機関等で274件、合計1,353件の検査を行っております。

また、検査費用の公費負担については、保健所が必要と認めて行った行政検査は全額公費で負担しております。加えて、PCR検査が保険適用となった令和2年3月6日以降に病院内で実施したもの、または病院が外部の民間検査機関へ委託したものについては、その検査費用の自己負担分を公費で負担します。

91〇子ども未来局長(青野志能生君) 子育て世帯への臨時特別給付金についての2点の質問にお答えします。

まず、給付金の対象児童数についてですが、本市の令和2年3月分の児童手当対象児童、約7万2,000人を基に、本市に居住する公務員世帯の対象児童を国の通知を参考にして、その1割の7,200人と推計し、合わせて7万9,200人が支給対象になると見込んでおります。

次に、予算要求経費のうち、事務費及び人件費の内訳についてですが、事務費については、案内チラシ等の郵送料、給付金の振込手数料、振込みのためのデータ入力等に係る委託料、消耗品購入に係る費用など、合計で3,300万円余を計上しております。

人件費については、事務局の正規職員4人分の時間外勤務手当及び本年6月から11月までに任用を予定している会計年度任用職員5人分の報酬等で780万円余を計上しております。

また、会計年度任用職員の選考及び業務内容についてですが、選考に当たっては幅広く人材を募集し、面接等を行う予定であり、業務内容は市民の皆さんからの問合せ対応のほか、公務員からの申請書類の内容確認等を想定しております。

92〇危機管理統括監(海野 強君) パーティションについての2点の御質問にお答えいたします。

パーティションの使用方法と運営上の位置づけについてですが、パーティションは避難所である体育館などにおいて、避難者同士の間を設置し、不特定多数の方が接触する機会を減らすことにより、感染のリスクの低減を図るものでございます。接触を避ける手段として、校舎の教室などの利用についても併せて検討してまいります。

次に、パーティションの活用に関する事前協議についてですが、地区支部員や自主防災組織の役員などには、パーティションの活用や避難所の運営方法などについて事前に周知を行ってまいります。また、体調が優れない方への具体的な活用方法などについては、今後関係者と検討を進めてまいりたいと考えております。

[36番松谷 清君登壇]

93〇36番(松谷 清君) それでは、3回目の質問をします。

避難所ですね、この校舎、ほかの教室の活用も考えていくということで、コロナ感染が第2波、第3波、そのときに災害、水害なり地震災害が起きたときに、具体的にパーティションが、もし感染者というか、そういうときにどうするかと、本当に大変大きな課題なんですね。さらっと答えていただきましたけれども、本当にこれは早急に対処を考えなきゃいけない問題だと思います。

では、3回目の質問をします。

議案第128号に関連して、コロナ対策、医療体制ですけれども、新型コロナウイルス感染症の陽性判明者等を勧告入院させる場合の入院費用の自己負担額を公費負担にするとして1億1,300万円が補正されております。

そこで、5点お伺いたします。

陽性判明者等とは、具体的にはどのような方々を指すのか。また、勧告入院させる場合の法的根拠はどのようになっているか、伺います。

2つ目に、現実には軽症者はホテルでの宿泊療養も想定されますけれども、それらも医療費として算定されるのか、自己負担はあるのか、伺います。

3点目に、静岡市では20名の方々が入院しておられ、これらの方々の入院療養費は今回の補正との関係においてはどのように扱われるのか。

4点目に、家族に重症化しやすい疾患を持っている方がいた場合など、濃厚接触者が自宅以外の場所に宿泊する場合も当然想定されるし、あったかもしれないですね。その費用は今回の補正の対象となるのかならないのか。

5つ目に、1億1,300万円の算定根拠及び高額所得者の自己負担2万円発生の制度的根拠は何なのか伺って、質問を終わります。

94〇保健衛生医療統括監(杉山友章君) 患者の入院医療費などについての5点の御質問にお答えします。

まず、陽性判明者等とは具体的に何かと、勧告入院させる場合の法的根拠についてですが、陽性判明者等については、新型コロナウイルス感染症の患者、無症状病原体保有者及び疑似症患者であります。勧告入院させる場合の法的根拠については、新型コロナウイルス感染症が指定感染症に位置づけられたことにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法第19条の規定に基づき、陽性判明者等に対して入院の勧告を行い、従わない場合には強制的に入院させることができるとされています。

次に、宿泊軽症者等が負担すべき費用についてですが、厚生労働省が示す新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルに基づき、静岡県が定めることとなっておりますが、宿泊施設の滞在費や食費は県が負担すると伺っております。また、宿泊療養については入院ではないため、医療費は算定されません。

次に、これまで入院された方の医療費の取扱いについてですが、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める政令の施行に伴い、令和2年2月1日以降の入院医療費について公費負担することとなっております。したが

って、本市における20名の入院患者についても、この対象となっており、今後、診療報酬の審査機関を通じて本市に請求されることから、今回の補正予算にて対応してまいります。

次に、濃厚接触者の宿泊費用についてですが、今回の補正予算に計上しております感染症患者医療扶助事業は、新型コロナウイルス感染症の陽性判明者等を勧告入院させる場合の入院医療費の自己負担額を公費負担するものであり、濃厚接触者は対象となっていません。

最後に、医療扶助事業の算定根拠と所得に応じた自己負担発生の根拠についてですが、まず、医療扶助事業の予算額は、積算時に把握することができた入院患者の1日当たりの医療費の自己負担額と、その時点での最長入院日数及び積算時の発生状況を踏まえた年間見込み患者数を乗じて得た額としております。また、所得に応じて自己負担が発生することについては、感染症法第37条第2項及び同法施行細則に基づき、月額2万円を限度に負担していただくことになっております。

95〇議長(繁田和三君) 以上で質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第128号外8件は、お手元の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。